

南知多町役場庁舎敷地内における無人野菜直売所募集要項

1 目的

南知多町役場庁舎周辺における賑わいの創出、職員の福利厚生及び来庁者の利便性の向上を目指すことを目的とする。

2 概要

(1) 場所 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地

南知多町役場 正面玄関内 風除室

(2) 出店形態

- ・自分で栽培した野菜や果物等の無人直売所
- ※加工品は対象外とする。

(3) 出店可能日

役場開庁日

※出店日については、今後の運用状況や役場の事情を踏まえ変更する可能性がある。

(4) 使用可能時間

午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで（準備、撤収時間含む。）

(5) 使用料

- ・ 1 回あたり

町内事業者 日額 1 0 0 円 町外事業者 日額 2 0 0 円

- ・使用前に町指定の納付書により納付し、企画財政課において確認を受けること。
- ・納付された使用料は、いかなる理由があっても返還しない。

(6) その他の経費

出店に係る費用は、出店者の負担とする。

3 応募資格

(1) 南知多町暴力団排除条例（平成23年7月5日条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していないこと。

(2) 南知多町において、税及び料の未納がないこと。

4 使用条件

- (1) 利用できるのは1日1事業者とする。
- (2) 事業者（生産者）名、商品名が分かるようにシールの貼り付けや看板掲示なども行うこと。
- (3) 匂いが強いものなど、商品に応じて包装を行うこと。
- (4) 商品の陳列、撤去は事業者自身が行い、責任を持って適切な商品管理を行うこと。
- (5) 無人販売のため、価格と実際の売上金額に差があっても了承できる事業者のみ、参加可能とする。
- (6) 役場の電源、水道の使用は不可とする。

5 使用手続

- (1) 申込書兼誓約書の提出
出店を希望する事業者は、はじめに別添申込書兼誓約書を提出すること。
- (2) 行政財産目的外使用許可申請書の提出
 - ①申込書兼誓約書等の提出後、原則出店を希望する前月の第3水曜日までに行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。
 - ②期限以降の申請については、空いている日であれば随時受け付ける。
※町が公表する出店カレンダーを確認すること。
- (3) 出店スケジュールの調整
出店スケジュールの調整については、出店機会を広く提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点等から必要な範囲で調整を行う。
なお、調整内容についての質問は一切受け付けない。
- (4) 出店スケジュールの調整結果の通知
出店スケジュールの調整結果は、申込書兼誓約書に記載のメールアドレスに通知する。
- (5) 提出方法
 - ・持参、郵送又はメールで提出すること。
 - ※郵送の場合、書類を提出した旨を企画財政課へ電話すること。また、郵送の場合、募集期間内に必着すること。
 - ※持参の場合は、開庁日のみ受付をする。
 - ・提出された書類は返却しない。また、必要に応じて訂正を依頼する場合がある。

6 出店許可の決定

出店許可および詳細事項については、メールにて許可の旨を通知する。メールを確認した旨を企画財政課宛てに返信すること。返信がない場合又はメールアドレスが

ない場合は、電話で連絡する。

7 出店中止等

(1) 出店の取消し

強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合及び当事業の実施が不適切であると考えられる場合、出店の中止を命じる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、町からの補償は一切行わない。支払済の行政財産目的外使用料については、本人からのキャンセル及び町からの中止命令であっても理由を問わず返金しない。

(2) 出店のキャンセル

事業者の都合によるキャンセルは、営業開始時間までに申し出ること。その場合は、行政財産目的外使用料は徴収しない。

8 その他

- (1) 出店許可決定後又は出店中に、役場利用者等との間で看過できない問題等が生じ、町が出店を認められないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。
- (2) 調整の結果、出店を認めない場合は、メールにて通知する。
- (3) 出店する権利を第三者に譲渡、又は転貸することを禁ずる。

9 問合わせ先

〒470-3495

南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町役場 総務部企画財政課

TEL : 0569-65-0711

Mail : kikaku@town.minamichita.lg.jp

無人野菜直売所出店 申込書兼誓約書

令和 年 月 日

南知多町長 様

事業者名
住 所
代表者氏名
電話番号

下記のとおり、申し込みいたします。

記

主に販売するもの	
使用責任者	氏名
緊急連絡先（携帯電話）	連絡用メールアドレス

誓 約 書

私は、無人野菜直売所出店の申込にあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 申込手続に必要な書類の提出にあたり、南知多町役場庁舎敷地内における無人野菜直売所募集要項の内容について十分理解し、これを承知したうえで申込いたします。
- 2 食品の苦情、返品、事故などが生じたときは責任をもって対処し、その処理に係る費用は全額負担します。
- 3 提出書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

行政財産目的外使用許可申請書

南知多町長 様

(申請者)

住所

行政財産の使用を、下記のとおり許可してください。

記

- 1 使用しようとする行政財産
南知多町役場 正面玄関内 風除室
- 2 使用の目的
無人野菜直売所にて、野菜や果物等を販売する。
- 3 使用希望日
令和 年 月 日
- 4 使用方法
無人野菜直売所にて、野菜や果物等を販売する。
- 5 その他

※ 使用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取消しすることがあります。